

ご存知ですか？「筆界特定制度」

法務局では、平成18年1月20日から筆界特定制度に基づく、筆界特定申請を受け付けています。

筆界特定制度とは、あなたの大事な土地の正しい境界を、経済的負担を少なく、裁判所の境界確定訴訟より迅速に特定できる制度です。

隣接地との境界が分からなくて困っている方、境界について隣地の所有者との間で争いがある方は、筆界特定申請について、是非、最寄りの法務局へご相談ください。

◎相談窓口

○旭川地方法務局登記部門 表示登記専門官

旭川市宮前通東4155番31

☎0166-38-1145

○旭川地方法務局留萌支局

留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎

☎42-0492

基礎年金の国庫負担割合が 2分の1に増えました

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の免除制度があります。

今回の国庫負担割合の増加により、**保険料の免除期間についての将来の年金額が増額されました。**

保険料の免除制度・手続きについては、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

留萌社会保険事務所 ☎43-7211

平成22年4月1日から労働基準法が 改正されます

主な改正内容は、1か月60時間を越える時間外労働について割増賃金率が5割増以上に引き上げられる（猶予事業場あり）、年次有給休暇が時間単位で取得できるようになるなどです。

詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

○北海道労働局ホームページ

<http://www.hokkaido-labor.go.jp>

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

10月は「土地月間」10月1日は「土地の日」です 『住むまちの明日をみつめて土地活用』

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、土地政策に対する国民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

この機会に、皆さんもぜひ一度土地の有効利用について考えてみませんか。

実施主体 国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等

暮らしぶりの映し～北の光が続く道～

▼留萌管内イベント情報

【羽幌町】10月11日(日)
第20回おろちゃんマラソン大会

【小平町】10月10日(土)
第30回小平町民健康マラソン大会

【留萌市】10月4日(日)
留萌ダム完成記念第7回健康づくり大遠足

今年度のプロジェクト紹介その4 & トピックス

景観診断プロジェクト

この秋、ドライブ観光の魅力が高めるために、留萌開発建設部と共に国道沿いの適切な休憩スペースや案内標識等の景観づくりに取り組みます。

管内ガイドブック

留萌管内の自然・歴史・食事処など、ルート内の魅力を紹介した「北海道るもい支庁管内ガイドブック2009」が完成しました。各市町村の観光協会をはじめ、観光スポット・道の駅などに設置しています。無料で配布しているので、是非お手にとってご覧ください。

問い合わせ

留萌観光連盟事務局・管内観光案内デスク
☎42-3871 (エフエムもえる内)

問 萌える天北オロロンルート運営代表者会議事務局 (増毛土建株式会社内)

TEL 53-1140 FAX 53-1141 E-mail y.sango@mashedoken.co.jp

留萌管内の情報が満載！るもい fan.net

HP <http://rumoifan.net/>

萌える天北オロロンルート ⑩